

労働保険審査会で審理に携わってきた著者が解説！

各事案に対する 法令・判例のあてはめ を可能にする

唯一の書！

労災保険請求の 手続と理論

—その審理の基本構造と実務上の重要論点—

労災保険請求の 手続と理論

その審理の基本構造と
実務上の重要論点

井上 繁規

実務家
必携！

労働保険審査会で多くの事案を担当した著者が
裁判実務の視点から解決への指針を提示する

労災保険給付請求の審理の基本構造や
実体法上の法律問題を整理した決定版

- ◆ 法令・判例・学説等を詳細かつ網羅的に分析・調査！
- ◆ 解釈が分かっている高度な論点の理解を深める！
- ◆ 事案ごとに法令・判例のあてはめを可能にする唯一の書

第一法規

井上繁規 著

元 東京高等裁判所判事(部総括)

元 労働保険審査会会長

【体裁】 A5判 / 432頁

【定価】 5,720円 (本体:5,200円+税10%)

Features 01

労働者災害補償保険法等の実体法上の主要な
学説や、最高裁判例等の重要な
裁判例・労災決定等を、
体系的かつ網羅的に
分析・整理！



Features 02



解釈が分かる高度な論点に
対し、理解が深まる！

Features 03

労災保険給付請求の
審理について基本構造は
もちろん、法律問題まで
まとまった決定版！



第10 保険料認定決定処分の取消訴訟と違法性の承継

1 違法性の承継の定義と問題状況

(1) 違法性の承継の定義

ア 違法性の承継とは、講学上の用語であり、一義的にその定義が確立し
うる先行の行政処分（先行処分）が行われ、先行
処分により有効に確定している場合に、先行
処分が先行処分に関連して、後行の行政処分
に、先行処分に対する取消訴訟を提起する
取消訴訟を提起し、同訴訟において、先行処分
の取消事由として主張することが許されるか否か、
先行処分の違法性が承継されるか否かというこ
と。

と、後行処分の取消訴訟の判決において先
行処分が取消された場合には、先行処分の効力が否定され
得る結果となり、後行処分も違法になるとい
える。

ある場合には、後行処分がその無効性が承継
されて、違法性の承継の問題が生じるのは、先行
処分が違法性があるが、先行処分が出訴期間を経過
している状況（取消訴訟の出訴期間制限が経過
している状況）となっているような場合である。

第1 労災請求と時効

1 民法の損害賠償請求権の時効

(1) 民法の不法行為責任に基づく損害賠償請求権の時効

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号、平成29年5月26日成
立、平成29年6月2日公布、令和2年4月1日施行）により、民法の不法
行為責任に基づく損害賠償請求権の時効は、次のとおり定められている。

ア 民法724条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によ
って消滅する。

① 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間
行使しないとき

② 不法行為の時から20年間行使しないとき

イ 民法724条の2（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償
請求権の消滅時効）

人の生命又は身体
についての民法724
とあるのは、「5年

(2) 民法の安全配慮義務 時効

上記の民法の一部を
務不履行責任）に基づ
ている。

ア 民法166条1項（ 債権は、次に掲げ る債権者が権利を 行使しないとき

252

第6 固定残業代の有効性と公序良俗違反性

1 固定残業代の意義と問題点

(1) 固定残業代とは、時間外労働・深夜労働・休日労働が行われた場合に、
その割増賃金として支払われる、あらかじめ定められた一定の金額であ
り、このような固定残業代の支払を定めた制度を固定残業代制という。一
般的には、労働契約・就業規則・給与規程などにおいて定められる。

(2) 固定残業代の種類としては、(ア)基本給のほかに、業務手当、職務手当な
ど名目で、定額の時間外労働・深夜労働・休日労働に対する割増賃金を
定めるもの（定額手当制、定額手当支給型）、(イ)基本給の中に、定額の時
間外労働・深夜労働・休日労働に対する割増賃金を含めるとするもの（定
額給制、基本給組込型）などがある。

(3) 固定残業代の定めがされた場合に、支払われた定額の割増賃金の額と労
基法37条によって計算した割増賃金の額とを比較して、前者が多額の場合
には、同条違反の問題は生ぜず有効な割増賃金の全部弁済の効力があり、
また、前者が少額の場合には、労基法違反とはなるが、支給額の限度で一
部弁済としての効力をもつところ、割増賃金として支払われた金額が、通



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

